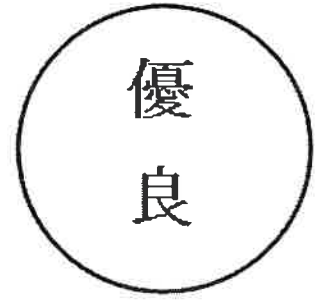


特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市中区万代町二丁目3番地1

氏名 株式会社昌和プラント

〔法人にあっては
名称及び代表者
の氏名〕 代表取締役 廣木 直江



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 平成 28年 10月 21日
(初回許可年月日 平成 16年 10月 21日)
許可の有効年月日 平成 35年 10月 20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（中和、中和・不溶化・凝集沈殿、還元・中和・不溶化・凝集沈殿）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 中和に係るもの

廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

イ 中和・不溶化・凝集沈殿に係るもの

特定有害産業廃棄物（有害物質等の詳細は、別表1のとおり。）

廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉍さい（砂状のものに限る。）、ばいじん、燃え殻

ウ 還元・中和・不溶化・凝集沈殿に係るもの

特定有害産業廃棄物（有害物質等の詳細は、別表2のとおり。）

廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉍さい（砂状のものに限る。）、ばいじん、燃え殻

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年4月18日 変更届（保管施設の変更）

平成28年10月21日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

2. 事業の用に供するすべての施設
 中間処理を行う場所及び施設等は次に限る。

(1) 中間処理を行う場所及び中間処理に係る保管場所
 神奈川県愛甲郡愛川町中津字大塚下6957 (1,898.15m²)

(2) 中間処理施設

ア 中和、還元・中和・不溶化・凝集沈殿、中和・不溶化・凝集沈殿施設 (V-8)

設置年月日 平成27年 6月18日

処理能力 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 40m³/日 (8時間)

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 40m³/日 (8時間)

特定有害産業廃棄物

・ 廃酸、廃アルカリ 40m³/日 (8時間)

・ 鉍さい、燃え殻、ばいじん、汚泥

シアンを含有するもの 500kg/日 (8時間)

シアンを含有しないもの 1000kg/日 (8時間)

イ 中和、還元・中和・不溶化・凝集沈殿、中和・不溶化・凝集沈殿施設 (V-9)

設置年月日 平成27年 6月18日

処理能力 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 5m³/日 (8時間)

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 5m³/日 (8時間)

特定有害産業廃棄物

・ 廃酸、廃アルカリ 5m³/日 (8時間)

(3) 中間処理に係る保管施設

ア ドラム缶用屋内ヤード (酸系)

廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、特定有害産業廃棄物 (廃酸、汚泥 (酸系))

保管面積 8.64m² 最大保管量 8.24m³

(ドラム缶28本 2段積み、ポリ容器32個 2段積み、PEタンク 2基 2段積み)

イ ドラム缶用屋内ヤード (アルカリ系)

廃アルカリ (pH12.0以上のものに限る。)、特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ、汚泥 (アルカリ系))

保管面積 7.73m² 最大保管量 7.44m³

(ドラム缶24本 2段積み、ポリ容器32個 2段積み、PEタンク 2基 2段積み)

ウ ドラム缶用屋内ヤード (燃え殻、鉍さい、ばいじん)

特定有害産業廃棄物 (燃え殻、鉍さい、ばいじん)

保管面積 8.97m² 最大保管量 3.48m³

(ドラム缶4本 1段積み、フレコン1袋、ペール缶84本 2段積み)

エ PE製タンク

a 特定有害産業廃棄物 (汚泥 (酸系)) 1基

保管面積 2m² 最大保管量 3m³

b 特定有害産業廃棄物 (汚泥 (アルカリ系)) 1基

保管面積 2m² 最大保管量 3m³

c 特定有害産業廃棄物 (廃酸) 1基

保管面積 2.6m² 最大保管量 5m³

d 特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ) 1基

保管面積 2.6m² 最大保管量 5m³



別表 1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

中和・不溶化・凝集沈殿

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じ ん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	水銀回収義務があるものを除く。
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機燐化合物	△	△	△	△	—	—	—	
六価クロム化合物	—	—	—	△	—	—	—	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	遊離シアンを含まないものに限る。
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—	
トリクロロエチレン	△	△	△	△	—	—	—	
テトラクロロエチレン	△	△	△	△	—	—	—	
ジクロロメタン	△	△	△	△	—	—	—	
四塩化炭素	△	△	△	△	—	—	—	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	△	—	—	—	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	△	—	—	—	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	△	—	—	—	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	△	—	—	—	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	△	—	—	—	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	△	—	—	—	
チウラム	△	△	△	△	—	—	—	
シマジン	△	△	△	△	—	—	—	
チオベンカルブ	△	△	△	△	—	—	—	
ベンゼン	△	△	△	△	—	—	—	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1・4-ジオキサン	△	—	—	△	—	—	—	
ダイオキシン類	△	—	—	△	—	—	—	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。

別表 2 金属等を含む特定有害産業廃棄物

還元・中和・不溶化・凝集沈殿

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-
有機燐化合物	/	/	/	/	-	-	-
六価クロム化合物	○	○	○	/	○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-
シアン化合物	/	/	/	/	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-
トリクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
ジクロロメタン	/	/	/	-	-	-	-
四塩化炭素	/	/	/	-	-	-	-
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	-	-	-	-
チウラム	/	/	/	/	-	-	-
シマジン	/	/	/	/	-	-	-
チオベンカルブ	/	/	/	/	-	-	-
ベンゼン	/	/	/	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-
1・4-ジオキサン	/	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	/	-	-	/	-	-	-

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。